



東御市指令 28 生環第 24-20 号

許 可 証

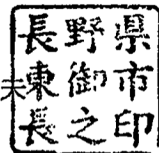
許可の種類 一般廃棄物収集運搬業
(可燃ごみ(紙、木、軟質系プラスチック等)・不燃ごみ(ガラス・陶磁器類)・粗大ごみ(可燃系、不燃系、家電類等))

住 所 小諸市平原 309-1
氏 名 イー・ステージ 株式会社
代表取締役 鈴木 宏信

平成 29 年 3 月 14 日付で申請のあった一般廃棄物収集運搬業について、下記の条件を付して許可する。

平成 29 年 3 月 14 日

東御市長 花岡 利夫



記

- 1 本許可証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。又、この権利を他人に譲渡し、又は義務履行を他人に委託し、若しくは代行させてはならない。
- 2 業者、又はその従業員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、東部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等を遵守して業務を行なわなければならない。
- 3 許可の期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。
- 4 許可内容は、申請書のとおりとする。(積み替え保管 なし)
- 5 年度終了時には、一般廃棄物収集運搬業務に関わる実績報告書を提出して下さい。
- 6 東御市内で使用される車両は、申請車両のみとし、車両に変更がある場合は、必ず手続きをして下さい。その他、申請内容に変更がある場合も同じとします。